

競争的研究費においてプロジェクトの実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等に関する実施方針について F A Q

このF A Qは「競争的研究費においてプロジェクトの実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等に関する実施方針（令和2年2月12日付け競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ）について関係者の方々により良く理解していただくため、Q & A形式でまとめて掲載するものです。本実施方針の運用にあたり参考にしてください。

また、随時更新していきますので、本実施方針に関してご不明な点がございましたら、下記問い合わせ先にご質問をお寄せいただきますようお願いいたします。

【問い合わせ先】

国立研究開発法人日本医療研究開発機構
経理部契約調整グループ

E-mail : keiyaku_chosei@amed.go.jp

Q. エフォート管理されている者のみが対象となるのか。

A. エフォート管理以外の方法により勤務管理されている者も適用可能です。

時間単位や日管理で勤務管理されている場合、実施方法に沿って、日々の勤務管理において既存の記載・保管する書類に基づき、従事率を管理することとなります。管理方法として、以下の様式例を参考に適切に管理してください。

様式例 自発的な研究活動等従事状況管理表 (2000 年度) 研究代表者 殿													
プロジェクト名			〇〇プロジェクト										
活動期間			2019年4月1日				～			2020年2月28日			
氏名			〇〇 〇〇										
雇用形態			時間管理、日管理										
本プロジェクト内で行う自発的な研究活動等の承認時のエフォート率			〇%										
自発的な研究活動等従事状況 (単位：従事時間)													
業務内容	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
当該プロジェクト (自発的な研究活動等を含む) A	130	140	135									405
うち 自発的な研究活動等 B	30	20	25									75
自発的な研究活動等の 当該プロジェクトに対 する割合 (%) C = B / A	24	15	19									19
※従事時間の根拠となる書類（従事日誌等）の写しを添付													
2019年〇月〇日													
若手研究者 所 属 :													
役 職 :													
氏 名 :													

Q. 自発的な研究活動等において、どのような場合、承認取消となるのか。

A. 研究代表者等が該当する若手研究者の自発的な研究活動等（以下、活動という）をモニタリングすることにより、必要に応じて、実施状況を把握し活動を支援するとともに、承認された活動が適切に実施されるよう助言を行うこととなります。

承認された活動内容と実際の活動内容が異なる場合、活動していることが確認できない場合、承認されたエフォート率（従事率）に対し、大幅に異なる場合等においては、所属研究機関は、研究代表者等と相談のうえ、若手研究者の活動が適正に実施されるよう是正させることができる。なお、是正を促したにも関わらず、是正されない場合は、活動を中止（承認取消）させることができます。

Q. 若手研究者の自発的な研究活動等の成果に対する責任は、どのようになるのか。

A. 若手研究者による自発的な研究活動等の実施やその成果の公表等に係る見解や責任は、若手研究者自身に帰属します。

Q. 変更承認申請書は、どのような場合に提出が必要となるのか。

A. 若手研究者の自発的な研究活動等の内容が変更になる場合、変更承認申請が必要となります。ただし、以下の場合には、変更承認申請の必要ありません。

- ・他の研究費を獲得する活動について、金額の査定等の研究費支出元の都合による金額の増減があった場合
- ・他の研究費を獲得する場合について、当該研究費のルールにおいて軽微な変更として申請を要しないとされている変更を行う場合